

ウォーターステーション等水飲み場設備保守点検業務委託

共通仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、熊本市（以下「委託者」という。）が発注するウォーターステーション等水飲み場設備保守点検業務委託（以下「業務」という。）に適用する。

2 特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

(作業の実施)

第2条 受託者が実施する業務は、別に定める特記仕様書による。

(用語の定義)

第3条 この仕様書における指示、承諾及び協議とは、次の定義によるものとする。

(1) 「指示」とは、委託者が受託者に対して委託者の所掌事務に関する方針、基準及び計画等を示し履行させることをいう。

(2) 「承諾」とは、受託者の発議により受託者が委託者に報告し、委託者が了解することをいう。

(3) 「協議」とは、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。

(一般的義務)

第4条 受託者は、業務の目的及び内容を理解し、業務の履行に必要な技術を有する点検者を当てるものとする。

2 点検者は、業務の履行に専念し、かつ円滑に履行しなければならない。

3 点検者は、業務の履行上知り得た内容を漏らし、利用若しくは窃用してはならない。

4 点検者は、業務の履行に直接関係ない場所に入入りしてはならない。

5 点検者は、業務の履行において、安全の確保並びに火気等の取扱に留意しなくてはならない。

6 点検者は、別途履行中の他の業務と履行場所が同一、又は業務内容が関係する場合は、相互に協調を図るものとする。

(点検者)

第5条 点検は、基礎的な技術知識を有し、かつ相当程度の経験を有する技術員及び高度な専門的技術を習得し熟練した技術者により行うこと。

(現場責任者)

第6条 受託者は、現場責任者を定め、業務に関する一切の事項を処理させるものとする。ただし、現場責任者以外の者が点検業務を履行する場合、現場責任者の指示のもと、点検業務を行わなければならない。

2 現場責任者は、業務の履行に関し必要な能力と経験を有する者でなくてはならない。

(打合せ)

第7条 現場責任者は、委託者と常に密接な連絡を行い、連絡事項はその都度記録し、打合せの際、相互に確認するものとする。

(点検基準等)

第8条 受託者は、業務の履行に当たっては、この仕様書、特記仕様書によるほか、業務の履行に必要な関係各法令を遵守しなければならない。

(貸与品等)

第9条 業務に直接必要な図書、予備品及び付属品等は、委託者の所有するものを使用できるものとし、受託者が準備を必要とするものについては、特記仕様書で定めるものとする。

2 受託者は、前項の規定により委託者の予備品又は付属品等を使用する場合は、事前に委託者の許可を得るものとし、その内容を打合せ簿に記載するものとする。

3 使用を許可された予備品・付属品等に受託者が損傷を与えた場合は、受託者の責において無償修理を行うものとする。

(履行上の責任)

第10条 業務の履行後生じた不良個所で明らかに受託者の責に起因すると認められるものについては、受託者の責任において速やかに現状復旧するものとする。

(業務の履行)

第11条 点検者は、業務の履行に適した服装とし腕章等により身分を明確に表すものとする。また、常に環境整備等に留意するものとする。

2 業務の履行に当たっては、安全性を十分確保し、履行しなければならない。その際、施設等の休止をする場合、点検中等の看板を掲げ、休止目的を知らせなければならない。

3 業務履行中は第三者への事故防止に努め、必要な安全対策をとらなければならない。

(業務の一時停止)

第12条 業務の履行中、委託者から業務の一時停止の指示を受けた場合は、それに従うものとする。

(臨機の処置)

第13条 点検者は、業務の履行中において施設等に異常状態が発生し、若しくは発生が予想される場合は、速やかに委託者に報告し、その指示を受けるものとする。

2 前項の場合又は委託者が臨時に業務を指示した場合は、受託者は、これに応ずるものとする。なお、この場合受託者の責に帰するものを除き、契約変更の対象とする。

(提出書類)

第14条 受託者は、契約後遅滞なく次に掲げる書類を提出し、承諾を受けるものとする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 業務における指示、承諾及び協議に関する書類
- (4) その他委託者が指示したもの

(点検記録簿)

第15条 点検者は、業務に係る点検記録簿を作成し記録を行うものとする。

2 前項の点検記録簿には次に掲げる内容を記載するものとし、書式等は、委託者が指示するものとする。

- (1) 業務履行結果の概要及び所見

- (2) 点検記録簿及びデータ類
- (3) 委託者が指示した事項及びこれに対する措置事項
(その他)

第16条 この仕様書に明記なき事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

ウォーターステーション等水飲み場設備保守点検業務委託

特記仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、熊本市（以下「委託者」という。）が発注するウォーターステーション等水飲み場設備保守点検業務委託に適用する。

2 履行場所

熊本市西区春日3丁目熊本駅新幹線口駅前広場内及び
熊本市中央区手取本町1番1号熊本市役所前広場

3 履行期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月31日

4 業務内容

(1) 熊本駅新幹線口駅前広場水飲み場の保守点検

ア 3ヶ月保守点検 年4回〔3ヶ月に1回〕

(ア) 内部清掃及び機器点検

- ・機器内部の清掃（内部のほこりなどの除去）
- ・給水管等の給水装置、排水金具、排水管等の接続部の水漏れ、腐食、損傷等の有無の点検
- ・通常使用排水、自動排水（親水施設行き）の受け桝と排出先桝の状態確認
- ・水道メーターBOX、止水栓BOXの確認（内外部を目視程度）

(イ) 水質の維持

- ・外観検査（臭気、味、色、濁り）
- ・パックテストによる残留塩素の測定
- ・水温測定（異常確認）

イ 1ヶ月保守点検 年12回〔1ヶ月に1回〕

(ア) 外装等清掃

- ・機器BOX、蛇口及び受け皿の洗剤での洗浄・拭き取り（水あか及びさび等の除去）

※当該機器BOXは防水性がないので水洗いに注意

(イ) 作動状態確認

- ・ボタン式蛇口及び自閉式蛇口の作動の良否点検（蛇口水量確認、調整を含む。）
- ・外装部の破損の確認 ※破損等を確認した場合は危険防止の応急措置の実施
- ・冷水機内部の結露水排水状態の確認（目視程度）

- ・電気照明の点灯及び換気扇の動作確認
- ・パイロットによる漏水確認 ※併せて使用水量の記録

ウ 外観等保守 年48回〔1週間に1回程度〕

- ・外装部、蛇口及び受け皿の異物（落ち葉、ゴミ等）の除去
- ・その他機器等の異常確認

エ 水飲み場屋根部保守 年2回

- ・屋根、柱の点検及び清掃
- ・屋根の樋、つまりの確認

オ 保守点検対象の主な設備・機器の仕様

名 称	仕 様	
冷 水 機	単相 100V 定格消費電力 340W 定格電流値 4.3A	冷水能力 30 ㍓/h 自動洗浄機能 オアシスウォーターR8 受け皿（2組）
分 電 盤	単相 2 線式	日東工業 HMB0L-42
照明（アッパ°-ライト）	LED 白色	DAIKO LED8W 5000K
年間タイマー	年間ソーラー 1 回路型	パナソニック電工 TB855101K
換気扇用温度 スイッチ	コード付	松下エコシステムズ FY-ST032
換 気 扇	日東工業 PF-121	
外装（機器 BOX）	SUS 鏡面	650×650×1,500H
屋 根	スチール製屋根面積約 10 m ² 支柱 3 本	

(2) 市役所庁舎南側水飲み場の保守点検

ア 3ヶ月保守点検 年8回〔3ヶ月に1回×2基〕

(ア) 内部清掃及び機器点検

- ・機器内部の清掃（内部のほこりなどの除去）
- ・給水管等の給水装置、排水金具、排水管等の接続部の水漏れ、腐食、損傷等の有無の点検
- ・通常使用排水、自動排水（親水施設行き）の受け桝と排出先桝の状態確認
- ・水道メーターBOX、止水栓 BOX の確認（内外部を目視程度）
- ・タイマー調整（照明時間：必要に応じて年 4 回程度）

(イ) 外部清掃

- ・機器 BOX 及び壁面（裏側）の洗剤での洗浄・拭き取り

(ウ) 水質の維持

- ・外観検査（臭気、味、色、濁り）
- ・パックテストによる残留塩素の測定

- ・水温測定（異常確認）

イ 1ヶ月保守点検 年24回 [1ヶ月に2回×2基]

(ア) 外装等清掃

- ・壁面（表側）、蛇口及び受け皿の洗剤での洗浄（水あか及びさび等の除去）

(イ) 作動状態確認

- ・ボタン式蛇口の作動の良否点検（蛇口水量確認、調整を含む。）
- ・外装部の破損の確認 ※破損等を確認した場合は危険防止の応急措置の実施
- ・冷水機内部の結露水排水状態の確認（目視程度）
- ・電気照明の点灯及び換気扇の動作確認
- ・パイロットによる漏水確認 ※併せて使用水量の記録

ウ 外観等保守 年48回 [2週間に1回程度×2基]

- ・外装部、蛇口及び受け皿の異物（落ち葉、ゴミ等）の除去
- ・その他機器等の異常確認

エ 水のみ場屋根部保守 年4回

- ・屋根の点検及び清掃

オ 保守点検対象の主な設備・機器の仕様

名 称	仕 様	
冷 水 機 (2組)	単相 100V 定格消費電力 340W 定格電流値 4.3A	冷水能力 30 ℓ/h 自動洗浄機能 オアシスウォーターR8 受け皿
照明 (スポットライト)	LED 青色	ENDO XLS8010H ×2組
年間タイマー (分電盤内)	週間タイマー 1回路型	パナソニック電工 TB262101K
水のみ場壁面	鉄骨、ガラスブロック製	2m ² 程度×2箇所
屋 根	スチール製	1m ² 程度×2箇所
機器 BOX	SUS ヘアライン	665×570×700H×2箇所

(3) 報告

ア 保守点検報告書

実施日、保守点検内容、使用水量、総評等を明確に記入すること。

イ 写真帳

写真は黒板等を使用し、実施日・作業場所・作業工程（着手前・作業中・完了）が明確となるよう撮影すること。

ウ 月次報告

毎月の業務完了後、ア及びイを月次報告として提出し、委託者の確認を得ること。
また、月の途中であっても委託者の指示があった場合は、速やかに提出すること。

エ 随時報告

機器の故障等、緊急的な対応が必要な場合は速やかに委託者に現状、対応策及び別途費用がかかる場合の見積額等を報告すること。

5 その他

保守点検業務に必要な器具及び消耗品等は受託者が用意すること。

また、定期の保守点検時に限らず、機器の異常が発生し委託者から連絡を受けた場合は、直ちに技術員を派遣し調整に当たらせること。ただし、調整を行う場合において部品交換又は特別の資材を要するときは、別途協議のうえ決定するものとする。